破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２４７号
北海道千歳市末広７丁目８番５号
債務者　佐藤　将治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６９号
札幌市北区北22条西２丁目２―30　アミティN22　305、住民票上の住所札幌市南区南沢６条２丁目１番32号
債務者　中野　直美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８１号
札幌市東区北31条東12丁目２番１号
債務者　阿部　正男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９３号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番１号　パスウェイ参番館Ｓ―403号
債務者　濱野　　圭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０７号
札幌市南区南32条西11丁目３番１―306号
債務者　津島　　諭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２８号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―105号
債務者　林下　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６１号
札幌市白石区北郷２条14丁目３番50―205号
債務者　長田　貴裕
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６７号
札幌市西区宮の沢３条４丁目９番12号　モンテプリンス３号
債務者　櫻井　博三
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８２号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目14番50号　第６佐藤マンション101
債務者　小玉紗惠子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９４号
北海道北広島市輪厚718番地44
債務者　荒田　康則
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０９号
札幌市白石区本郷通10丁目北３番３―311号
債務者　長尾　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１１号
札幌市東区北45条東17丁目１番14―105号
債務者　松田　隆之
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１５号
札幌市豊平区平岸４条１丁目１番11―102号
債務者　小野　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１６号
札幌市北区北31条西６丁目２番21号　ハウスメモリー201号
債務者　佐々木伸二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２０号
札幌市清田区里塚緑ケ丘７丁目５番３号
債務者　遠藤　真吾
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３４号
札幌市豊平区豊平３条３丁目１―28―506、住民票上の住所札幌市中央区南７条西３丁目７番地14　セントポーリアアクア502号
債務者　松田　玲奈
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４１号
札幌市中央区南７条西６丁目７番地１　第七北海ビル503号、申立時の住所札幌市中央区南５条西９丁目1008番地２　クィーン南５条203号
債務者　小田嶋利夏
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部